

○武器等製造法施行規則の一部を改正 する省令（昭和三十八年通商産業省 令第五九号）の施行について

〔昭和三十八年五月十一日 三八重第一五八三号〕
各通商産業局長あて 通商産業省重工業局長

上記省令の公布に伴なり武器等製造法の施行にあたり、下記事項については、本通ちようにより運用されるようお願いします。

記

一 火薬類が入っていない機械信管または電気信管関係

(イ) 「機械的または電気的な機構によつて発火する」とは、雷管の着火機構のみならず、信管の受感機構および安全機構を含めて総合的に検討し、機械的であるか電気的であるかを判断すること。

例えば従来主として製造されている機械的信管以外の高射砲または榴弾砲用の近接信管、無反動砲弾またはロケット弾用の電気火花式信管、水中武器にあつては磁気感應機雷用の信管等は、施行規則に規定する電気信管に含まれる。

(ロ) 水中武器において呼称されている起爆装置または発火装置であつて、信管と同様の機能を有するものは、火薬類が入つてい

ない信管と解釈すること。

二 ロケット弾発射機関係

ロケット弾発射機の範囲は、従来のバズーカ砲のような発射筒を有するもののはかレール式、フック式等も含む。

三 ロケット弾関係

(イ) ロケット弾の範囲は、専ら戦斗または争斗の用に供される武器としての機能または構造を有するかどうかを客観的に判断し、従来のバズーカ砲用の対戦車ロケット弾のほか最近開発されているATM（対戦車誘導弾）、AAR（空対空ロケット弾）、AAM（空対空誘導弾）、SAR（地对空ロケット弾）、対潜ロケット弾等のロケット弾も含む。すなわちロケット弾が誘導されるかどうかは問わない。

(ロ) ロケット弾の弾体の範囲は、最終的に目標に到達する部分の飛しよう体（例えば二段式ロケット弾の場合は途中で切り離されるブースターは除かれる。）の外かくであつて推進薬筒、ノズル、フィン等を含む。

四 その他

別表中「水中武器」とは、水中において武器としての機能を發揮するものすなわち、機雷、爆雷、魚雷等をいう。